

## IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約

### 第1章 総則

#### （本規約の目的）

**第1条** エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、「IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約」（重要事項説明書、別紙その他当社が契約の内容として別に定めるものを含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、I P通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（料金表第1表に規定するIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能に限ります。）に関する契約を締結いただいた契約者に対し、I P通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））の別記6に規定する付加機能（料金表第1表に規定するIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能に限ります。）に係る端末設備を提供します。

#### （本規約の範囲）

**第2条** 本規約は、契約者と当社との間におけるIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は、I P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

#### （本規約の変更）

**第3条** 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、この規約を変更するときは、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）によるほか当社が別に定める方法により通知します。

#### （本規約の公表）

**第4条** 当社は、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

#### （定義）

**第5条** 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能	I P通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（料金表第1表に規定するIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能に限ります。）
2 本契約	当社からIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能を受けるための契約
3 契約者	当社と本契約を締結している者

4 本機器	当社が、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能に係る端末設備として提供する日本電気株式会社（以下「NEC社」といいます。）製の無線LANルータ
5 ソフトウェア	本機器に搭載されているソフトウェア
6 削除	削除
7 サポート機能	本機器が保持する機能であって、当社が、実施する必要があると判断した場合において、契約者に代わって接続機器の登録及びセキュリティ設定等を遠隔にて実施する機能
8 ホームネットセキュリティ機能	本機器が保持する機能であって、トレンドマイクロ株式会社（以下「トレンド社」といいます）製の「Trend Micro Smart Home Network™」サービスを活用して提供する機能
9 削除	削除
10 接続機器	本機器に接続する通信機器
11 OCN for ドコモ光契約者	IP通信網サービス契約約款に規定する第2種契約者（タイプ8のコース2に係る者に限ります。）
12 OCN for ドコモ光専用ホームネットセキュリティオプション契約	ホームネットセキュリティ機能の提供期間が終了したOCN for ドコモ光契約者がホームネットセキュリティ機能の継続利用を希望する場合において、OCN for ドコモ光専用ホームネットセキュリティオプション利用規約に基づき締結する契約

#### （提供条件）

**第6条** 当社は、1の本契約につき、1の本機器を契約者に無償で貸与します。

2 提供地域は、日本国内とします。

3 本機器は、当社が選択及び決定します。

4 本機器は、第12条（紛失・破損・故障時の対応）の場合を除き、変更、取り換えができないものとします。

5 本機器からネットワークを介してNEC社の設備（NEC社が運営するサーバ（以下「NEC社サーバ」といいます。）へ本機器の提供に必要となる情報を通知します。その場合において、NEC社サーバとの通信に係るデータ通信料がかかります。

6 前5項に規定するほか、機器に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### （本機器及び仕様の変更）

**第7条** 当社は、契約者に事前に通知することなく当社の判断において、本機器の機種又は本機器搭載機能等を変更する場合があります。

## 第8条 削除

### (ソフトウェアの更新)

第9条 本機器は、次に掲げる場合において、ソフトウェアを更新します。

- (1) 本機器の初期起動時に最新のファームがある場合
  - (2) IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能の継続的な提供やサービス品質の維持等を目的に当社が必要と判断した場合
  - (3) (1)及び(2)以外もので、契約者自身で実施する場合
- 2 ソフトウェアの更新中は、通信が一時的に利用できない場合があります。
  - 3 ソフトウェアの更新中に契約者が本機器の電源を OFF した場合、正常に動作しないことがあります。
  - 4 ソフトウェア更新後の本機器の再起動の不具合により第2種オープンコンピュータ通信網サービスが利用できなくなる場合があります。
  - 5 ソフトウェアの更新に要したデータ通信料は、契約者に負担していただきます。
  - 6 ソフトウェアの更新に関しては、必ずしもお客さまに安全に提供できる保証をするものではありません。
  - 7 契約者は、1項の(1)及び(2)に規定する場合のソフトウェアの更新について、予め承諾するものとします。
  - 8 当社は、1項の(2)に規定するソフトウェアの更新を行う場合、当社が定める期間内にて順次ソフトウェアの更新を実施します。その場合において、契約者がソフトウェアの更新日時を選択することはできません。
  - 9 当社は、1項の(2)及び(3)について、当社のホームページ及び IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能専用アプリケーションにて通知します。
  - 10 1項の(3)に規定するソフトウェアの更新に起因して、第12条(紛失・破損・故障時の対応)の2項の規定に準じ機器交換を実施した場合、当社は、契約者の責めに帰すべき理由によると判断し、機器交換代金として5,000円(税込5,400円)及び補充等に必要の費用を請求します。
  - 11 契約者は、1項の(3)に規定するソフトウェアの更新について、2項～4項の規定により第2種オープンコンピュータ通信網サービスの接続が出来ない状態であっても、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。

### (契約者の義務)

第10条 本機器を利用するために必要な場所や電気は、契約者から提供していただきます。

- 2 契約者は、本機器を善良なる管理者の注意をもって、使用および管理するものとし、本機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 本機器の第三者への譲渡、転売、転貸等
  - (2) 本機器の分解、解析、改造、改変等
  - (3) 本機器の損壊、破棄、紛失、滅失等

- (4) 本機器の著しい汚損（シール貼り付け、削切る、着色など）
  - (5) 本契約外の不正使用
  - (6) 本機器の日本国外持ち出し
  - (7) 本機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
  - (8) ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング行為
  - (9) ソフトウェアに付されている著作権表示及びその他の権利表示を削除又は改変する行為
  - (10) 当社、NEC社サーバ又はトレンド社の設備（トレンド社が運営するサーバ（以下「トレンド社サーバ」といいます。））に無権限でアクセスすること、過度な負担を与えること、本機器搭載機能の提供を不能にすること、その他本機器搭載機能の提供若しくは運営に支障を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (11) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するそれのある行為
  - (12) 第三者のプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
  - (13) 当社の営業活動を妨害する行為、又は妨害するおそれのある行為
  - (14) 当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
  - (15) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
  - (16) 本機器搭載機能を利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為又は方法のいかんを問わず第三者の利用に供する行為
  - (17) 上記の他、法令、契約約款等若しくは公序良俗に違反する行為、又は違反するおそれのある行為
- 3 前項は、IP通信網サービス契約約款共通編に規定する別記6（IP通信網サービスにおける禁止事項）と同様の扱いとします。

#### （利用中止）

**第11条** 当社は、次の場合には本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供を中止することがあります。

- (1) 本機器搭載機能に係る設備（NEC社及びトレンド社を含みます。）の保守上、工会上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 本機器搭載機能に係るシステム（NEC社及びトレンド社を含みます。）の障害等により、本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供ができなくなったとき。
- (4) 本機器搭載機能が正常に動作せず、本機能を継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本機能を提供することが困難となったとき。
- (6) その他合理的に必要と認められる場合。

2 当社は前項の規定により本機器の貸与を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

3 当社は、1項に定める事由により本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供を中止した場合、契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負いません。

**(紛失・破損・故障時の対応)**

**第 12 条** 契約者は、第 10 条（契約者の義務）の規定に違反して本機器の紛失等により使用することができなくなったときは、次の通りとします。

- (1) 契約者は、当社に本機器の紛失等により使用する事ができなくなった旨を申告していただきます。
- (2) 当社が、契約者の責めに帰すべき理由によると判断したときは、紛失機器代金として 5,000 円（税込 5,400 円）及び補充等に必要な費用を支払っていただきます。

2 契約者は、本機器の破損又は故障等により使用することができなくなったときは、次の通りとします。

- (1) 契約者は、当社に本機器を破損又は故障等により使用する事ができなくなった旨を申告していただきます。
  - (2) 当社が破損又は故障等により機器交換が必要と認めるときは、代替機を送付します。
  - (3) 当社が、契約者の責めに帰すべき理由によると判断したときは、機器交換代金として 5,000 円（税込 5,400 円）及び補充等に必要な費用を支払っていただきます。
  - (4) 契約者は、破損又は故障機器を、当社が指定する期限までに当社が指定する方法により IP 通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
  - (5) (4)に規定する期限までに破損又は故障機器が返還されない場合、当社は、契約者に対し、機器未返却代金として 5,000 円（税込 5,400 円）を請求します。
  - (6) 当社は、(4)の返還に際して、契約者が本機器以外の物品等を同梱した場合、本機器以外の物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、任意に処分できるものとします。
- 3 契約者は、本機器の紛失・破損・故障に起因して第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。
- 4 当社は、本機器の紛失・破損・故障に起因して契約者又は第三者に生じたいかなる障害に対しても責任を負いません。

**(本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供の終了)**

**第 13 条** 当社は、本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供を終了することがあります。

- 2 当社は、本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供の終了に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負いません。
- 3 当社は、本機器の貸与を終了しようとするときは、そのことを相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

**(契約の解除に伴う本機器の取扱い)**

**第 14 条** 本契約の解除があったときは、本機器の貸与は終了するものとします。

- 2 契約者は、本機器を、当社が指定する期限までに当社が指定する方法により IP 通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- 3 2に規定する期限までに本機器が返還されない場合、当社は、契約者に対し、機器未返却代金として

5,000円(税込5,400円)を請求します。

4 当社は、2項の返還に際して、契約者が本機器以外の物品等を同梱した場合、本機器以外の物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、任意に処分できるものとします。

#### (免責)

**第15条** 当社は、本機器又は本機器搭載機能の利用、不具合および故障に起因して契約者又は第三者に生じたいかなる損害(本機器、ソフトウェア等の破損による損害を含みます。)に対しても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

2 当社は、本機器内に保存されているデータの消失、棄損、改変等については保証しません。契約者は本機器に保存されているデータ等のバックアップを予め作成するものとします。

3 当社、NEC社及びトレンド社は、ソフトウェアの完全性・有用性・正確性・即時性・安全性等を保証するものではなく、必ずしも契約者の特定の利用目的や要求に対する適合性を保証するものではありません。また、当社、NEC社及びトレンド社は、ソフトウェアが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと、ソフトウェアが正常に動作することを何ら保証するものではありません。

#### 4 削除

5 サポート機能は、本機器の不具合事項の復旧等、契約者の目的に適合し、期待通りのサポートを保証するものではありません。また、その作動に誤りがないこと、本機器及びその中にインストールされているソフトウェア若しくはデータ等に悪影響を及ぼさないこと、データが削除されないこと又はその他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

6 サポート機能により契約者に係る情報の滅失、毀損、漏洩及びその他の事由により本来の利用目的以外に使用された事に起因して契約者又は第三者に発生した損害について、当社はその一切の責任も負わないものとします。

7 当社は、契約者に対してホームネットセキュリティ機能の全ての利用を保証するものではありません。

8 ホームネットセキュリティ機能の接続機器の脆弱性保護機能、有害なWebサイトへのアクセスブロック機能、及び通信機器の不正アクセスブロック機能において検知が可能なセキュリティの脅威は、当該時点で契約者の本対応端末に記録されているトレンド社が提供するウイルス定義ファイルにより対応可能な脅威、又はトレンドサーバに記録されている統計情報から判断できる脅威のみであり、すべて脅威を検知することを保証するものではありません。

#### (料金等)

**第16条** 契約者に対し、本機器は無償で貸与します。

#### (本機器が保持する情報の取扱い)

**第17条** NEC社サーバへ通知された本機器が保持するネットワーク情報等は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能の提供以外の目的で利用することはありません。情報の管理については、IP通信網サービス契約約款に基づき管理します。

## 第2章 サポート機能

### (範囲)

第18条 当社は、サポート機能として次に掲げる内容を提供します。

区分	内容
サポート機能	本機器のインターネット接続設定の確認、初期化
	本機器に接続された接続機器登録
	本機器に接続された接続機器のセキュリティ設定及び保護者設定のパラメーター設定

### (提供条件)

第19条 当社は、次に掲げる条件をすべて満たした契約者であって、本機器の管理画面内の設定情報を、契約者に代わり確認する必要があると判断した場合においてサポート機能を提供します。

- (1) 設定作業等を実施する場所に本機器等が用意されており、設定作業等に必要な電源・LANケーブル等が用意されていること
- (2) その他、サポート機能提供のために当社が必要と認める事項

### (契約者の同意)

第20条 当社は、次に掲げる事項を契約者から同意の上、サポート機能を提供します。

- (1) 当社が、サポート機能の利用を目的に本機器の情報を閲覧出来る環境にあること
- (2) 当社が、サポート機能の利用を目的に本機器の情報を抽出する場合があること

### (契約者の義務)

第21条 当社は、サポート機能の提供に伴い、契約者へ次に掲げる事項を実施いただきます。

- (1) サポート実施のために必要な情報（管理MACアドレス等）の提供
- (2) 本機器裏面の「遠隔サポート」ボタンの押下
- (3) その他、サポート機能による作業において当社が必要と認める事項の実施

### (提供)

第22条 サポート機能は、契約者が「遠隔サポート」ボタンを押下し、当社が、本機器の管理画面の設定情報を確認可能になった時点で提供開始したものとします。

2 1回のサポート時間は、本機器のSUPPORTランプが橙色点灯後30分間です。サポート時間内にサポートが完了しなかった場合、一旦サポート機能は中断されます。サポート機能再提供に伴い、契約者は第21条（サポート機能提供に伴う契約者の義務）に規定する事項を再実施いただきます。

### 第3章 ホームネットセキュリティ機能

#### (範囲)

第23条 当社は、ホームネットセキュリティ機能として次に掲げる内容を提供します。

区分	内容		
ホームネット セキュリティ 機能	ルータセキュリティ判定		本機器の設定が脆弱ではないかをチェックします。
	ルータセキ ュリティ設 定	有害な Web サイトへの アクセスブロック	詐欺サイトや改ざんサイトなどの Web サイト へのアクセスをブロックします。
		接続機器の脆弱性保護	接続機器個々の脆弱性に対して、接続機器を保護するための仮想パッチ (ISP) 対応をします。
		通信機器の不正アクセ スブロック	C&C サーバ等の接続機器に対する不正なアク セスまた DDoS 攻撃などの通信をブロックしま す。
保護者設定		保護者が、お子さまの利用する接続機器に対し て、インターネット利用時間制限、Web カテゴリ 制限、及びアプリケーションのカテゴリ制限 ができます。	

2 ホームネットセキュリティ機能の対象となる接続機器は、契約者の責任、及び契約者の管理において使用する通信機器に限定します。

#### (ホームネットセキュリティ機能の保証期間)

第24条 ホームネットセキュリティ機能の利用を保障する期間は、2025年12月31日又は当社が本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供を終了する日のいずれか早い方までです。当該期間が終了した際は、第14条（本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供の終了）の規定に準じます。

#### (ホームネットセキュリティ機能の提供)

第25条 本機器よりネットワークを介して、次に掲げる情報を提供元であるトレンド社サーバへ本機器のホームネットセキュリティ機能の提供に必要な情報として通知します。送信された情報はトレンド社の今後の製品や製品品質向上や製品サポートに利用します。

##### (1) 脅威情報

ソフトウェアは脅威に関する情報を収集及び分析し、保護を強化するために、接続機器に攻撃を試みる脅威に関連すると思われる情報を収集し、トレンド社サーバに送信します。送信された情報をプログラムの安全性の判定や統計のために利用します。送信される情報に契約者の個人情報や機密情報等が意図せず含まれる可能性があります。トレンド社がファイルに含まれる個人情報や機密情報自体を意図的に収集又は利用することはありません。詳細は Trend Micro Smart Protection Network プライバシーポリシー <<http://www.trendmicro.co.jp/jp/terms-of-use/privacy-policy/spn/index.html>> をご覧ください。



## (2) アクセスした URL

接続機器がアクセスした URL を送信し、アクセスする Web ページのセキュリティチェックを実施します。Web サイトのセキュリティ上の判定はトレンド社の独自の基準により行われます。なお、以下の事象がおこること発生する場合があります。

ア アクセスした Web ページの Web サーバ側の仕様が、契約者が入力した情報等を URL のオプション情報として付加し Web サーバへ送信する仕様の場合、URL のオプション情報に入力した情報（ID、パスワード等）などを含んだ URL がトレンド社サーバに送信され、当該 Web ページのセキュリティチェックが実施される。

イ アクセスする Web ページのセキュリティチェックを実施するため、Web サーバ側の仕様によっては、URL のオプション情報に含まれる内容により、最初のリクエストと同様の処理が再度行われる。

## (3) 接続機器の情報

接続機器の各種環境情報（ハードウェア情報、OS 情報、アプリケーション情報、サービス（OS 起動時に動くバックグラウンドサービスをさします）構成情報、Web ブラウザアドオンソフトウェア情報、セキュリティパッチ情報、Web ブラウザ情報等）などをトレンド社サーバに送信し、各接続機器が持つ脆弱性対策、及びトレンド社における新サービスの開発に利用します。

2     トレンド社は前項に記載した目的を達成する範囲において、トレンド社又はトレンド社の委託先（国内外を問いません）もしくは製品/サービスの開発又は提供元の会社に上述の情報を提供することがあります。また、法令、条例、その他関係当局の要請に基づき情報を開示する場合があります。

3     ウイルス定義ファイルの更新及びトレンド社サーバとの通信などにおいてデータ通信料がかかります。また、ウイルス定義ファイルの更新が無い場合でも、その更新の有無を確認するための通信について都度データ通信料がかかります。

4     通信機器をホームネットワークに接続した時点において、当該通信機器は、契約者の責任、管理の元接続されたものと判断し、ホームネットセキュリティ機能の対象接続機器となることを同意したものとみなします。

## （ホームネットセキュリティ機能利用の制限）

**第 26 条** 当社は、次に規定する場合は、ホームネットセキュリティ機能を提供できない場合があります。

(1) 本機器に接続出来ない場所

(2) ホームネットセキュリティ機能に係る設備の保守メンテナンス等

2     定期的にウイルス定義ファイルの更新の有無を自動的に確認し、随時ウイルス定義ファイルを更新する機能を有していますが、当該通信のタイミングにおいて契約者の本対応端末が通信可能な状態にない場合などには、ウイルス定義ファイルの更新等が実施されない場合があります。

## （保護者設定）

**第 27 条** 保護者設定にて対象となる Web サイト及びアプリのカテゴリは、トレンド社が定めた Web サイト及びアプリのみであり、すべての Web サイト及びアプリに対して有効になるものではありません。

2 保護者設定のホワイトリストで指定した Web サイトもしくはドメインは、設定された接続機器からのアクセスの際に、有害な Web サイトへのアクセスブロックの対象外となります。

(OCN for ドコモ光契約者への提供)

**第 28 条** OCN for ドコモ光契約者へのホームネットセキュリティ機能の提供期間は、当社が IPoE (IPv4 over IPv6) 接続機能の提供を開始した日を含む月から起算し、12 ヶ月目の末日までとします。ただし、契約者 (OCN for ドコモ光契約者を除きます) が OCN for ドコモ光への変更を行った場合は、OCN for ドコモ光の提供を開始した日を含む月から起算し、12 ヶ月目の末日までとします。

2 ホームネットセキュリティ機能の提供期間終了において、当社は、適当な時期をもって OCN for ドコモ光契約者の OCN メール宛へ無料提供終了年月日をあらかじめ通知します。

3 12 か月目以降ホームネットセキュリティ機能を利用する場合は、OCN for ドコモ光契約者は、OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約に基づき OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション契約の申込みを行っていただきます。

4 当社は、ホームネットセキュリティ機能の提供期間終了後、ホームネットセキュリティ機能の設定内容及びログを削除します。ただし、ホームネットセキュリティ機能の提供期間内に 3 項に規定する OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション契約を締結した場合はその限りではありません。

5 OCN for ドコモ光契約者が、ホームネットセキュリティ機能の提供期間終了後に 3 項に規定する OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション契約の申込みを行った場合、当社は、前項の規定によりホームネットセキュリティ機能の設定内容及びログを削除しているため、OCN for ドコモ光契約者から請求があっても設定内容及びログを復元することはできません。

6 削除

附則（平成 30 年 6 月 26 日 NS 才第 00360773 号）

この改定規約は、平成 30 年 6 月 27 日から実施します。

附則（平成 30 年 11 月 28 日 NS 企第 00420519 号）

1 この改定規約は、平成 30 年 12 月 3 日から実施します。

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 31 年 4 月 8 日 NS 企第 00483397 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 31 年 4 月 11 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。